

2023年度環境政策論Ⅰ レポートについて

【提出期間】

7月25日(火)0時 ～ 8月1日(火)23時59分

【字数制限】

1問につき1,200字以内(表、グラフ、注、参考文献リストなどはこれに換算しない)

【問題数】

5問必須解答

※選択式ではありません。5問すべてに解答して下さい。いずれかの問題に解答しない場合は該当の問題の得点が0点になるので、注意して下さい。

○ 試験場での試験ではなく、レポートで、相当の時間を与えられているのですから、何を参考資料にしてもかまいませんが、自分で考えたことが分かる論述を展開し、<これで合格するだろう>程度のレベルではなく、自分で書けるベストの論述を提出してください。いわゆる<copy and paste>は厳禁です。引用には出典を明記してください。必要なら、多少の表、グラフ等を挿入してもかまいません。そのさい、これらは字数に含まれません。

レポート課題（岩田元一）

廃棄物を資源として有効に利用することは、天然資源の消費を抑え、環境への負荷を少なくする上で重要であり、そうした考え方や活動を社会全体で普及・推進していく必要があります。

このため既に、各種法制度が整備されたり、国や自治体が啓発活動をしたり、メーカーが生産等のシステムを見直したり、異業種の企業が連携したり、新たなビジネスが立ち上げられたり、ボランティア活動が行われたりするなど、様々な分野で様々な取り組みが進められています。

それらのうち、あなたにとって関心が高いものを具体的に一つ挙げ、下記の各項目について記述してください。

（１）関心が高い取り組みとその理由

[あなたが関心を持つ取り組みについて（それを知らない人にも分かるよう）、その概要を記述してください。また、あなたがどのような理由で関心を持っているのかも記述してください。]

（２）その取り組みの課題と改善策

[あなたが取り上げた取り組みを社会の中で一層推進していくためにはどのような課題があるのか、また、それを改善するためにはどのような方策が有効なのか、それぞれあなたの考えを具体的に記述してください。課題としては、例えば、社会的な認知度が低い、既存の規制による制約がある、コストが余分にかかる、利用者にとって不便な点がある、多くの人の協力を得にくい・・・といったものがあるかもしれません。]

環境政策論 I レポート課題

高橋 康夫

講義では、戦後高度成長期の深刻な公害問題から地球環境問題、持続可能な社会など幅広い環境問題について取り上げましたが、あなたのこれまでの人生で身近に体験した具体的な公害・環境問題について最も印象に残っているものを紹介（考えられる原因、影響、対策など）してください。その上で、益々深刻化する地球温暖化等の地球環境問題に対して、将来の仕事や生活を通じてどのように関わって行きたいと考えるか、述べてください。

環境政策論 I レポート課題

小野田 真二

SDGs は幅広い環境・社会課題を対象としているため、ほんのささやかな行動でも SDGs に貢献しているということが可能です。一方で、それでは大きく現状を変えることに繋がらず、SDGs の達成は見えてきません。そこで、講義で取り上げた以外の企業で、①SDGs 達成に向けて優れた取り組みをしている企業名を一つ書き、②その取り組みの概要（600 字以内）と、③その取り組みが優れていると考える理由（600 字以内）を、講義で学んだ内容を踏まえて書いてください。

環境政策論Ⅰ レポート課題

井田 徹治

講義の中で取り上げられたさまざまな環境問題から自分が興味を持った問題を一つ取り上げ、それについて「自分が●●だったら、こんな対策を取る」とい形で、問題解決の手段を考えてください

●●は、例えば国連事務総長、国際機関の長、総理大臣、環境大臣、政治家、自治体の首長、●●会社の社長、NGOのメンバー、一般の消費者、学校の先生、コンビニの店長など何でもかまいません

字数は1200字以内（図、グラフなどはなくてもよいが字数には含めない）

(レポート課題) <自然共生社会への取組-C>

出題 神田修二

「自然環境保全基本方針」から抜粋した以下の文に記述された自然環境保全施策の役割について、「生態系サービス」の概念を用いて説明するとともに、その例示として我が国の自然環境保全に関する法制度を少なくとも一つを挙げて、その ①目的（社会的役割）、②制度の仕組み、③あなたの考える課題について述べなさい。

「自然環境保全基本方針」（令和2年03月19日環境省告示第29号）の抜粋）

「自然は、人間生活にとって、広い意味での自然環境を形成し、人間も含めた全ての生命が存立する基盤であるとともに、地域における固有の財産であり、限りない恩恵を与えるものである。すなわち、自然は、経済社会活動のための資源としての役割を果たすだけでなく、私たちの健康で心豊かな暮らしの実現のためになくてはならない構成要素を成すものである。

特に、私たち日本人は、時として荒々しい脅威となる自然と対立するのではなく、自然に対する畏敬の念を持ち、自然に順応し、自然と共生する知恵や自然観を培ってきた。

このように、人間も、日光、大気、水、土、生物などによって構成される生態系の一部であることを理解し、自然の理（ことわり）に沿った自然と人間とのバランスの取れた健全な関わりを社会の隅々に広げ、将来にわたり自然の恵みを得られるよう、自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会をつくる必要がある。」

1. 出題の意図

廃棄物を資源として有効に利用することは、天然資源の消費を抑え、環境への負荷を少なくする上で重要であり、既に様々な分野で、こうした考え方や活動を普及・推進していくための多様な取り組みが進められています。

今回のレポートでは、そうした取り組みの中でみなさんが関心を持っている取り組みを具体的に一つ挙げ、その概要や課題などについて記述してもらうこととしました。

廃棄物をそのまま燃やしてしまったり埋め立ててしまったりするのはもったいない、何か有効利用できればいいのに、という気持ちは、多かれ少なかれ、みなさん持っていると思います。このため、今回のレポートは、みなさんの関心事項を（特にテーマを狭く絞らず自由に）記述するという意味で、書きやすかったのではないのでしょうか。

2. 提出されたレポートの傾向

提出されたレポートには、出題者の期待どおり、特定の取り組みに集中することなく幅広い内容のものが記述されていました。

その中で、比較的多く（といっても数件ずつ）のレポートで取り上げていたのが、ユニクロやマクドナルドの店舗で知った活動（服やおもちゃのリサイクル）を紹介するものでした。これらは、身近で触れた廃棄物の有効利用のための取り組みとして、印象に残っていたのでしょう。

そのほか、複数の化粧品メーカーが協働して行っている詰め替え容器のリサイクル、卵の殻を原料にした紙づくり、使い捨てプラスチック用品の廃止に取り組む航空会社、プラスチックごみを原材料として作られた雑貨、廃食油などから製造する SAF（持続可能な航空燃料）、廃棄物処理業者によるリサイクルのコンサルティング、食事の支援や食品ロスの対策のためのフードバンク、都市鉱山からの資源の回収、地元の市役所による 3R 推進活動・・・（きりがないのでやめます）など、様々な取り組みが取り上げられていました。

提出されたレポートの多くは、取り上げる取り組み、その内容の説明、それが持つ課題などについて、概ね適切に記述されていました。循環経済への移行が求められるなか、これからも、廃棄物の有効利用について関心を持ち続けてください。

3. 若干の補足

みなさんのレポートには、比較的良い評価をしたものを含め、レポートの書き方という点で、それぞれ指摘したい点が少なからずありました。

みなさんは今後もレポートや論文を書くことになり、また、社会人になってからも種々の文章を書く機会があると思います。専門分野の論文を読むなどして、書く力の向上に努めてください。

2023 年度前期 環境政策論 I (地球環境問題の歴史と展望—B)

学期末レポート講評 (担当講師: 高橋 康夫)

(レポート課題)

講義では、戦後高度成長期の深刻な公害問題から地球環境問題、持続可能な社会など幅広い環境問題について取り上げましたが、あなたのこれまでの人生で身近に体験した具体的な環境問題について最も印象に残っているものを紹介してください。その上で、益々深刻化する地球温暖化等の地球環境問題に対して、将来の仕事や生活を通じてどのように関わって行きたいと考えるか、述べてください。

(講評)

今年のレポート課題は、環境問題について、自らの経験などを踏まえて出来るだけ自分事として捉えたうえで、将来の仕事や生活を通して取り組んでいってもらいたい、という気持ちを込めて出題させていただいた。

まず、「最も印象に残っている環境問題」については、興味深い結果となった。最も多かったのは、やはり地球温暖化の問題で、全体の約 4 分の1の人が近年益々顕在化するこの問題をとりあげていたのは、十分予想される結果だった。しかし、これとほぼ同数の人は光化学スモッグや黄砂等の大気汚染の問題をとりあげていたことが注目される。我が国の大気汚染は近年各段に改善されているが、首都圏を中心に多くの学生が、特に小学校・中学校時代に、光化学スモッグ警報が出て外で遊べなくなったといった経験を持っていることが判った。筆者は、幼少期を地方都市で過ごしたので、そのような経験が無く、自分よりずっと若い世代の皆さんが、特に都市部においては、このような経験を持っていることはちょっとした驚きだった。

また、プラスチックごみによる海洋汚染問題を取り上げる人も多かった。この問題は、最近随分報道されているし、海に遊びに行くと目立つ現象でもあるので、多くの人にとって、環境問題に関心をもつきっかけとなる事象となっていることが理解できた。

水質汚濁についてとりあげた人は少なかったが、四国の松山市で、「川狩り」という地域の伝統的な祭りが、河川の汚濁のために実施できなくなった経験を述べたものがあった。この例を含めて、自身の幼少時代の具体的な経験と結びつけて環境問題を認識することは、環境問題を自分事として捉えるうえで、貴重であると感じられた。

上記以外にも、森林破壊、道路騒音、原発事故による環境汚染、水俣病などが取り上げられていた。

課題の後段である、将来の生活・仕事を通して、環境問題にどう取り組んでいくかという設問については、各自から積極的な回答があった。最も多かったのは、省エネ、マイバック、節水など、日々の生活の中で自分の出来る事をやっていくという趣旨の回答だった。これ自体は、各自が環境への意識をもち日々の生活で環境配慮を心がけていこうという姿勢で大いに歓迎されることである。

加えて、この段階から更に一步進めた視点・取組について触れている回答もそれなりに見ることが出来た。具体的には、自分が将来就職したいと考えている分野での、商品開発や物品調達等において環境負荷の少ない製品・材料を活用したり、消費者への働きかけを行うなど、環境保全に向けた経済社会環境の創成や意識啓発に貢献したいというコメントが見られた。さらには、一極集中緩和を含めた環境負荷の低い地域作りや将来の社会ビジョンの形成などのより広い視野にたったコメントも散見された。

全体として、個人としての高い環境意識の必要性が強調されていることを歓迎するとともに、将来、社会の様々な分野で活躍されていく中で、持続可能な社会づくりに向けた、個人の行動から出発して、より大きな視点からの取組みにも発展していくことを期待したい。

2023年度 環境政策論 I

レポート課題<国連持続可能な開発目標（SDGs）への取組> 講評

（担当講師：小野田真二）

●レポート課題

SDGs は幅広い環境・社会課題を対象としているため、ほんのささやかな行動でも SDGs に貢献していると言うことが可能です。一方で、それでは大きく現状を変えることに繋がらず、SDGs の達成は見えてきません。そこで、講義で取り上げた以外の企業で、①SDGs 達成に向けて優れた取り組みをしている企業名を一つ書き、②その取り組みの概要（600 字以内）と、③その取り組みが優れていると考える理由（600 字以内）を、講義で学んだ内容を踏まえて書いてください。

●講評

本レポート課題は 6 月 22 日に実施した講義の内容に沿って出題をしたこともあり、皆さん比較的良好にできていた印象です。

本レポート課題の「①SDGs 達成に向けて優れた取り組みをしている企業」については、大企業が割合としては多かったものの、初めて聞く企業の名前も幾つかあり、興味深く読ませてもらいました。複数の学生から取り上げられたのは、ユニクロ／ファーストリテイリング、スターバックス、IKEA、公文教育研究会、メルカリ、ジモティ、アート引越センターなどで、バイト先だったり利用経験のあるような生活に身近で、消費者と近い企業に注目が集まった印象です。その他には就活を通じて知ったという理由で取り上げられた企業もありました。持続可能性の問題に正面から取り組む企業が「過酷な企業競争の中で勝ち残っていける」とは必ずしも言い切れないものの、社会から本当に必要とされる仕事とは何かという発想はビジネスをする上でも自己実現をする上でも非常に重要であり、将来の仕事を考える上で皆さんに持っていてほしい要素の一つです。

「②取り組みの概要」については、大きく分けると、経営戦略や目標を説明する回答、取り組みの全体像を紹介する回答、特定の取り組みに焦点を置いた回答がありました。取り上げられているテーマとしては、プラスチックやフードロスといった循環経済への関心が高いことが伺えました。このレポート課題の前半部分には、「SDGs は幅広い環境・社会課題を対象としているため、ほんのささやかな行動でも SDGs に貢献していると言うことが可能」と記載していました。そこには、SDGs の幅広いゴールに関係するから優れているとみなすのではなく、貢献への具体性を見極めてほしいという意図を込めています。その点からすると、何にというよりは、どれくらい・どのように社会や環境の持続可能性に貢献しているのかについての説明があることが望ましいです。

上記の考え方から、「③その取り組みが優れていると考える理由」においても、「様々な課題に取り組んでいるため」「SDGs の多くのゴールに貢献するため」といった理由では、回答としては不十分です。また、大企業だから影響力が大きくて良いという回答もいくつか見られ

ましたが、各企業の特徴や得意分野を踏まえた理由ではないことが指摘できます。その他に気になる回答としては、自信の考えを述べるべき問いであるにもかかわらず、取り組みの内容を追加的に説明しているものもありました。では、③への回答として何が期待されていたでしょうか。それは、課題文の最後にある「講義で学んだ内容を踏まえて」に表されています。現在の世界がいかに持続不可能であるのか、SDGs の特徴や追加的な価値は何なのか、取り組みの鍵となる考え方は何か。こうしたことを講義の説明や資料から読み取っていただきたいと考えていました。SDGs が対象とする幅広い環境・社会課題は、先進国と途上国の双方が抱える地球規模の問題でありつつも、それに取り組む際には、国や地域に固有の課題にも目を向けるべきという視点が重要です。また、SDGs が 2030 年までの目標であることを踏まえれば、未来のあるべき姿から逆算して現在の取組を考えるバックキャストの視点も欠かせません。幅広い課題の相互関連性を踏まえた統合的な解決策や、一個人や一企業だけで取り組む限界を乗り越える協働も必要です。回答の中には、消費者を変えていくことの意義を説明するものもあり、この点は高く評価できます。それに加えて、政府の政策を変えるような働きかけをしたり、独自の環境ラベルや環境・人権配慮基準を策定し、運用することで世の中の流れをより持続可能な方へと導くことも企業の重要な役割です。

地球環境の限界内で、世界に住む一人一人がより良い生き方を送れるようにすること、そのために企業がすることは多くあります。学生の皆さんには、ぜひ企業を見る目を養って、これからの生活や仕事を送っていただきたいと思います。

以上

皆さんが書いてくれたレポートをいずれも非常に興味深く読みました。取り上げられたテーマの中では、プラスチック汚染問題に関するものが圧倒的多数でした。講義の中で濃密に取り上げたこともあります。問題の深刻さに加えて日常生活で非常に身近であることも一因でしょう。プラスチックに次いで多かったテーマが気候変動問題で、両者で大半を占めました。そのほか、フードロス問題、熱帯林問題やサンゴ礁保全、水質汚染などについて興味深いレポートを書いてくれた学生さんもいました。また、講義の中で取り上げた、アフリカなどでのブッシュミート問題を取り上げたものも複数あり、テーマは非常に多彩でした。ブッシュミート問題など、これまであまり耳にしたことがなかったと思われるような問題についても、授業の内容をきちんと受け止めて、しっかりしたレポートを書いてくれた人もいて、皆さんが、私からのメッセージをきちんと理解し、受け止めてくれた上で、いろいろ自分の頭で考えてくれたと思えるものばかりでした。

「どのような立場で」については、「総理大臣や環境大臣であったら」が目立ち、本人に伝えてやりたくなるようなものも多数ありました。大手企業の社長からNGOのメンバー、コンビニやスーパー、カフェのオーナーや店長など、内容は非常に多彩で、それぞれにユニークな取り組みを考えてくれていたと感じました。コンビニやレストランなどバイトなどを通じて得た現場体験に基づく提案などもあり、読んでいてこちらも勉強になるものもありました。

「私が国連事務総長だったら」という思い切った想定で、取り組むべき政策を述べてくれた人も何人いましたし、「米国の大統領」「モルジブのリーダー」など興味深いものもありました。中にはファッションデザイナー、テレビ局の幹部、ツアー会社の社長としてなど、ユニークな立場でユニークな取り組みを提言したものもありました。環境問題の解決には町づくりも重要な課題なのですが、「町づくりに取り組むデベロッパーとして」の立場から、総合的な気候変動対策について述べたものもあり、これも印象に残りました。

さらに「学校の先生だったら」という立場から、環境教育について多くの政策提言や具体的な提案などを報告してくれたものが、かなりの数、あったことも目立ちました。授業の中ではあまり触れなかったのにもかかわらず、教育という非常に重要な問題に目をくけてくれた人が多かったことをうれしく思います。その内容も、非常にいいものでした。小学校の先生など初等教育の重要性を指摘するものもありました。私自身の講義の中で環境教育の問題はほとんど取り上げなかったのですが、これは重要な論点で、非常にいい着眼点です。

気候変動やプラスチック問題に関しては、税や課徴金、デポジット制度などいわゆる「経済的手法」の重要性を指摘すると同時に、政府による厳しい用途規制など「規制的手法」と「経済的手法」の両方が重要であること、日本の政策が遅れていることなど、授業の中で強調したことをきちんと受け止めてくれたと感じられるものがほとんどでした。単に一つだけの政策ではなく、総合的な気候変動対策やプラスチック汚染対策の重要性を指摘したものもあり、これも非常に重要なことだと感じました。

現在進行中の環境破壊で大きな影響をうけるのは、若い世代、次の世代の人々です。世界の若者が、強力な気候変動対策の実施を求める声を上げているのも、これ故です。今後とも、地球環境問題への関心を持って、自ら適切なChoiceを実行し、Voiceを上げていってくれるよう願っています。将来、総理大臣や環境大臣になる人がいるかもしれません。社会に出て、さまざまな意思決定に関わるようになった時にも、環境問題の重要性を忘れずに、正しい意思決定の実現に努力して頂きたいと思います。

1. レポート課題

「自然環境保全基本方針」から抜粋した以下の文に記述された自然環境保全施策の役割について、「生態系サービス」の概念を用いて説明するとともに、その例示として我が国の自然環境保全に関する法制度を少なくとも一つを挙げて、その ①目的（社会的役割）、②制度の仕組み、③あなたの考える課題について述べなさい。

（「自然環境保全基本方針」（令和2年03月19日環境省告示第29号）の抜粋）

「自然は、人間生活にとって、広い意味での自然環境を形成し、人間も含めた全ての生命が存立する基盤であるとともに、地域における固有の財産であり、限りない恩恵を与えるものである。すなわち、自然は、経済社会活動のための資源としての役割を果たすだけでなく、私たちの健康で心豊かな暮らしの実現のためにはならない構成要素を成すものである。

特に、私たち日本人は、時として荒々しい脅威となる自然と対立するのではなく、自然に対する畏敬の念を持ち、自然に順応し、自然と共生する知恵や自然観を培ってきた。

このように、人間も、日光、大気、水、土、生物などによって構成される生態系の一部であることを理解し、自然の理（ことわり）に沿った自然と人間とのバランスの取れた健全な関わりを社会の隅々に広げ、将来にわたり自然の恵みを得られるよう、自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会をつくる必要がある。」

2. レポート講評

レポート課題は、講義のテーマの一つ「自然環境保全施策の社会的な意味、位置づけを考える」ことについて、講義で説明した「生態系サービス」の概念を使い述べてもらうものです。自然環境保全のための施策がなぜあるのか、その社会的な意味について、レポートの作成を通じて、もう一度考え、理解を深めてもらうことを目指しました。

講義した内容をもとにすれば、レポート可能なものでしたので、講義内容を理解した学生には、難しいものではなかったものと思います。提出されたレポートの殆どは、そのポイントを踏まえて書かれていました。

レポート課題であわせて求めていた自然環境保全に関する法制度の例示には、幅広く多くの法制度が取り上げられていました。「自然公園法」、「外来生物法」、「森林法」、「自然環境保全法」、「鳥獣保護管理法」、「種の保存法」など、計16の法制度が取りあげられていましたが、そのうち多かったのが、レポートの約30%で取りあげられた「自然公園法」と、16%の「外来生物法」でした。

最も多くのレポートで取り上げられた「自然公園法」（国立公園等）は、さまざまな課題を抱えながら、約一世紀にわたり、保護と利用の適切なバランスを模索し続けてきた歴史を持っている点から、自然環境の「保全」と「持続可能な利用」の両立という、自然環境にかかる全ての施策の基本的課題を考える上では、重要な題材と考えています。

レポートの中には、同一法制度の下で、自然環境の保護と、その自然環境を時

として害するおそれがある公園(観光)利用の二つの目的を、同時に達成を目指すということは制度上の矛盾があり、無理があるのではないかと、指摘するものが少なからずありました。まさに、この点を考えていただくことが、講義でこの制度を詳しく取りあげて、その特徴と課題、時代時代の社会的要請の変遷と制度の変遷について、特にお話しをした理由でもあります。

国立公園制度の講義の最初で触れたように、本法の目的の両輪「保護と利用」をどう両立するかは、制度検討の当初から一世紀にわたりずっと懸案であり続け、現在でも明確な結論があるとはいえませんが、これを、少なくとも「施策の」課題として考える上で忘れてならない視点は、(この講義のテーマでもあった)何のために自然をまもるか、その社会的な役割と、それに対する社会的合意の存在、その内容と程度が背景となって、制度を生み出し、支える基盤となると考えます。

講義ではまた、自然公園制度との対比で、利用の概念が具体的に法目的に規定されていない、(観光開発の問題を内包した自然公園法の限界の克服を題目に生み出された)自然環境保全法に基づく「自然環境保全地域」制度を説明しました。自然環境を何のためにまもるのか、生態系サービスの何をまもるのか、そのことを提示し、それに対してどれほどの社会的支持が得られるのか、が保護のための施策を考える上でも不可欠とも話ししました。そして、ア prioriに「貴重な自然はまもるべき」との理念だけでは、一時的に世論の支持はあったとしても、持続的に広く社会的な支持が得られるわけでは、必ずしもなかったという例として、

一環境庁発足当初、自然環境保全法による自然環境保全地域制度が「純粋な」保護地域制度として鳴り物入りで誕生したものの、現実にはその指定は伸び悩んできていること一を紹介しました。

そして、現在、国内外で社会的に大方の支持があると考えられるのが、保全と持続可能な利用をセットで考える概念です。例えば、貴重な世界的遺産を国際協力で「保護」することが条約上の本来の目的であるはずの世界遺産条約は、現実的には、世界遺産となることで観光資源としての価値がより高まることを期待され、それに社会的支持があることで初めて、保護についても一定の支持が得られている側面が強いという現実があること。あるいは、生物多様性条約は、当初保全を目的とするだけでは採択できず、(遺伝子資源から生ずる利益の公正で衡平な配分を含めて)持続可能な利用とのセットの条約となって初めて、国際的な合意として成立しました。このように、自然環境保全のための施策は、その自然環境の持続可能な利用とを、あわせ考えあわせることを通じて、社会的役割への理解、支持が得られるという現実を踏まえた上で考える必要があります。

次に多く例示で取り上げられたのが、「外来生物法」でした。

この制度は、他の自然環境保全制度とは少し性格が異なるものといえます。

法の対象となる生物は、本来自然物で、原産国においては生態系の構成要素として、生態系サービスを提供する役割を果たしていたはずのものです。それが、元来の生息域以外に移入されたことで、逆に自然へのマイナス要素(マイナスの生態系サービス)として管理、排除される対象となるという点です。そして、意図的にしろ非意図的にしろ、人間活動により移動、定着の結果生じた悪影響を理由に、生物をその元凶として、人の都合で駆除を含めた取り扱いを行うことに対

しては違和感を持つレポートもありました。「生物には罪はないのに」「もともとは人の責任なのに」という倫理的感覚は理解できますが、現実には被害が生じており、また、今後その被害の拡大のおそれが客観的に大きく放置ができないという社会的な要請を踏まえれば、しっかり社会でその問題のその原因を共有（反省）した上で、それを放置せずできるだけ早く対応（後始末）すること、今後同じ失敗を繰り返さない努力を尽くすこと、は現在を生きる人と社会の責務と思います。

外来生物問題から学び、私たちが心すべきことは、過去に当時最新の科学的知識をもとに自然環境をコントロールできると考え、よかれと思い導入した外来生物が、現在、各地で大きな問題を生じその対策に苦慮しているという失敗を重ねてきたことです。複雑な生態系へ人間が関与していくことには、（現在の科学的知識に限界があることを前提に、それを過信することなく）常に影響を把握しつつ、慎重の上にも慎重に進めるべきということが、倫理的にも今後とも留意していくべき態度と考えます。

「カルタヘナ法」は、そのような観点から、注目すべき制度と言えるでしょう。同法については、講義では詳しくは触れられませんでしたでしたが、いただいた講義の感想からは思いのほか多くの皆さんに関心を持っていただいたようです。今回のレポートでも何人かに取りあげていただきました。同制度は、生物多様性条約成立を機に「遺伝子改変生物による生物多様性影響の防止」のための「カルタヘナ議定書」が採択されたことを受け、2003年同議定書の国内実行を担保する法律として生まれました。「カルタヘナ法」は、まさに、転ばぬ前の杖、遺伝子改変技術の進展によって新たな問題が生じることがないように措置するための、いわば遺伝子技術実用のアセスメント制度です。外来生物で経験した苦い経験を、今後の生物多様性の保全と適切な利用に活かそうとしたとの位置づけができるかも知れません。

レポート課題の中心に据えた「生態系サービス」の概念は、講義で解説したとおり自然環境保全（生物多様性保全）の意味を、我々の生活や産業・経済と関係づけて整理し、その価値、役割を理解するため、発案され、使われている概念です。まだまだ自然環境保全施策は、私たちの暮らしには、縁遠いものと考えられることが多いと思います。施策を生み出すのは、国民の理解とそれに基づく意思、社会の合意であるとするれば、自然環境保全を自分たちの生活と関係深いものとして、理解する上で「生態系サービス」の概念と、それによる自然環境保全施策の役割の整理、具体化、それらの経済的な価値の評価をし、また可視化をしていく手法は、現在の社会経済システムの中に関連付けを試み、社会経済的に位置づけしやすいという意味で、有効なツールと考えられています。

一方で、最後に講義でお話したとおり、そもそも健全な自然環境の存在こそが、人が人として生活する上で生理的、心理的、文化的に豊かさを実感できる根源的で不可欠な前提条件と考えることもできます。

自然環境の機能の一部を生態系サービスとして分解し、貨幣換算することで、その価値について経済的に評価し、それに見合うコストとしての自然環境保全施策を考えることによって、自然環境保全に関する社会的な合意や負担を求めようとするアプローチは、現在、国内外で主流となっていますが、私は、それを、あ

くまで当面の現実的な対応であると理解しておくべきものではないかと考えます。

社会が将来目指すべき真に豊かな社会とは何かを考え、また、国民個々にとって目指すべき豊かな生活とは何かを考えたときに、より本質的であるものは何なのか。さらなる経済的な豊かさか、さらなる利便性か、あるいは、豊かな自然環境とそれによって育まれる文化なのか、をよくよく考えてみる必要があると私は思います。そのような中から、自然環境保全の果たすべき本質的意味を考え、施策のあり方を考えてみることも、本来、大切なこととであると思います。

本講義では、自然環境保全施策をテーマとして、施策というものの社会的役割を整理、考察してみたわけですが、他の全ての施策にも共通する、「社会にとっての法制度の役割を国民、社会の利益と具体につなげて考える」ことの一つの例と考えました。今後、同様のアプローチで、他の法律や施策についても、それぞれの施策の意味をより深く考察でする上での手がかりの一つとして、活かしていただければと思います。

(環境政策論Ⅰ 担当講師 神田修二)